

平成24年12月21日

トイレクリーナーの表示に関する実態調査結果について
—「トイレに流せる」、「水にほぐれる」といった表示の景品表示法上の考え方—

消費者庁は、トイレクリーナーの表示に関して実態調査を行いましたので、その結果について公表します。

1 実態調査の対象商品

ここでいうトイレクリーナーとは、「トイレ掃除用シート」とも呼ばれ、トイレの便器・タンク・床等の拭き掃除に用いられる清掃用品を指す。

2 表示の実態

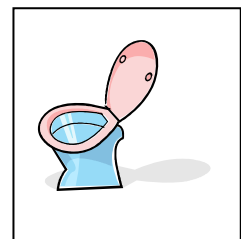
トイレクリーナーについて、パッケージに「トイレに流せる」、「水にほぐれる」等の表示を行っている事業者が存在する。

【表示例】

【表面】

そのまま流せる

トイレクリーナー



【裏面】

- 水にほぐれる紙を使用しています。

3 P I O-N E Tに寄せられた情報

P I O-N E T（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）には、トイレクリーナーが水にほぐれないことや水洗トイレに詰まったことに関連する消費者からの情報が32件寄せられている（平成14年4月以降受付、平成24年11月末までに登録されたP I O-N E Tデータを基に、当庁が独自に集計）。

4 トイレットペーパーの日本工業規格

水洗トイレメーカーは、水洗トイレの取扱説明書等で、配管の詰まりを防止するために、汚物及びトイレットペーパー以外のものを水洗トイレに流すことを禁止している。トイレクリーナーについては工業標準化法に基づく日本工業規格（以下「J I S」という。）が存在しないのに対し、トイレットペーパーにはJ I S（J I S P 4 5 0 1。以下「トイレットペーパーJ I S」という。）が存在し、品質基準や形状等の規格が定められている。トイレットペーパーJ I Sの中には、以下のとおり、トイレットペーパーの「ほぐれやす

さ」の試験方法及び品質基準が定められている。

試験方法

水300ml（水温20±5℃）を入れた300mlのビーカーをマグネチックスターラーに載せ、回転子（直径35mm、厚さ12mmの円盤状のもの）の回転数を600±10回転/分になるように調整する。その中に一辺が114±2mm角の試験片を投入し、ストップウォッチを押す。回転子の回転数は試験片の抵抗によって、いったん約500回転に下降し、試験片がほぐれるに従い回転数は上昇し、540回転までに回復した時点でストップウォッチを止め、その時間を1秒単位で測定する。ほぐれやすさの結果は、試験を5回行い、その平均値で表す。

ほぐれやすさの品質基準

上記で得られた平均値が100秒以内であること

備考

2枚以上重ねて巻き取ったものについては、1枚ごとに適用する。

5 「トイレに流せる」等の表示についての景品表示法上の考え方

水洗トイレメーカーは、水洗トイレの取扱上、汚物及びトイレットペーパー以外のものを水洗トイレに流すことを禁止しているところ、トイレクリーナーのパッケージに、「トイレに流せる」、「水にほぐれる」等と記載することは、トイレクリーナーについて、あたかも、トイレットペーパーと同程度のほぐれやすさを有している、あるいは使用後にトイレクリーナーを水洗トイレに流しても水洗トイレの取扱上の問題は何ら生じることはないかのように示すこととなる。

しかし、実際には、トイレクリーナーがトイレットペーパーJISによるほぐれやすさの品質基準を満たしていないとすれば、トイレットペーパーと同程度のほぐれやすさを有していないこととなるか、あるいはトイレクリーナーを水洗トイレに流すことにより水洗トイレの取扱上何らかの問題が生じることとなり、表示と実際のものとの間に乖離があることとなる。

よって、事業者が、自己の供給するトイレクリーナーについて、トイレットペーパーJISによるほぐれやすさの品質基準を満たしていないにもかかわらず、パッケージにおいて「トイレに流せる」、「水にほぐれる」等と表示することは、トイレクリーナーの内容について、一般消費者に対して、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしていることとなる（景品表示法第4条第1項第1号（優良誤認）違反）。

6 消費者庁の対応

トイレットペーパーには、水洗トイレに流す上でのほぐれやすさについてトイレットペーパーJISが存在しているのに対し、トイレクリーナーについてはそのような基準が存在しない。このような状況の下では、トイレクリーナーについて、どのような表示が景品

表示法違反とされるのか事業者にとって予見することが容易ではない。

したがって、いきなり個別の事業者に対して景品表示法による措置命令を行うよりも、上記5の景品表示法上の考え方を事業者に周知し、問題のある表示があれば、事業者自身にチェックさせ、自主的に改善を促す方が、違反行為の未然防止を図る上では適切であると考えられる。

当庁は、本件公表後はトイレクリーナーの表示について注視し、上記5の景品表示法上の考え方が周知されたにもかかわらず、事業者が自主的に表示を改善していない場合には、景品表示法上厳正に対処することとする。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課 担当者：高畑、富澤、関口

電話 03-3507-9239

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

景品表示法による表示規制の概要

